

令和6年度

住民税非課税世帯支援給付金の
申請はお済みでしょうか？

忘れずに！



4月30日(水)まで

※郵送の場合は当日消印有効

期日直前に投函することで翌日以降付の消印になることや、書類不備があり手続きが完了しない可能性がありますので、余裕をもって申請をしてください。

期日を過ぎた場合はいかなる場合も受け付けはできません。

制度概要

国の総合経済対策に基づく住民税非課税世帯への各種給付金について、給付要件に該当する世帯は給付金を受け取りできます。

非課税世帯への給付

1世帯当たり

3万5,000円

子育て世帯への加算

2006 (平成18) 年4月2日
以降に生まれた児童
1人当たり

2万円を加算

給付要件

- 2024 (令和6) 年12月13日において、釧路市住民基本台帳に登録がある世帯であること
- 世帯の全員が令和6年度住民税非課税であること
- 世帯の全員が別の世帯の令和6年度住民税課税者から税法上の扶養を受けていないこと

確認書が届いている世帯

令和6年度住民税の課税状況等に基づき、給付金の対象に該当すると思われる世帯には確認書をお送りしています。

同封の案内をご確認の上、返信用封筒で提出してください。

オンライン申請も実施していますので、ぜひご利用ください。

申請が必要な世帯

給付要件に該当している世帯であっても、市が住民税等の情報を把握できなかった場合 (2024 (令和6) 年1月2日以降の転入者、令和6年度分住民税の更正等を行った方、基準日後の新生児等を含む世帯) は案内をお送りしていませんが、申請を行うことで給付金を受け取ることができます。

申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

※ダウンロードできる環境がない場合はお問い合わせください。

配偶者の暴力等により避難している場合などは、申請により給付金の対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。

市ホームページ

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/1015724/1015725.html>

様式のダウンロードはこちらから▶



問合先 釧路市給付金コールセンター

(☎0570-066-150 平日のみ午前8時50分～午後5時20分)

担当課 市役所社会援護課福祉政策担当

市役所の組織・機構を改編しました

問合先 市役所行財政改革推進室 (☎31-4592)

市では、より効果的・効率的に業務を行うため、組織・機構の改編を行いました。主な内容は下記をご覧ください。

稼げるまちとしての力を高めるため、副市長直轄の、どの部にも属しない室としてマーケティング戦略室を新設しました。

マーケティング戦略室
〈新設〉

子育て支援策を拡充するため、2025 (令和7) 年10月から東部子育て支援拠点センターを釧路市交流プラザさいわい内に新設する子育て支援総合センターに再編します。

東部子育て支援拠点センター

再編

子育て支援総合センター

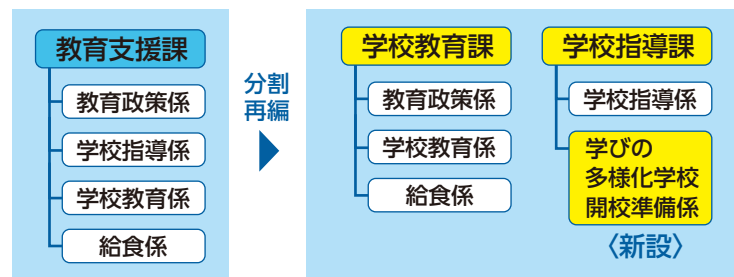
市立釧路総合病院の患者支援体制を強化するため、医療連携相談室を医療連携相談室と入院支援室に分割再編しました。

医療連携相談室

分割再編

医療連携相談室
入院支援室

学校や児童・生徒に関する業務の体制を強化するため、教育支援課を学校教育課と学校指導課に分割再編しました。また、学びの多様化学校の開校に向けて、学校指導課に学びの多様化学校開校準備係を新設しました。



阿寒・音別地区の教育部門を一元化するため、阿寒生涯学習課および音別生涯学習課を阿寒教育事務所および音別教育事務所に再編し、廃止する総務課阿寒教育係および音別教育係から業務を移行しました。

